

岐阜県の河川行財政

——治水財政における費用分担を中心に——

柿 本 国 弘

はじめに

山と水に恵まれ山柴明水を誇る岐阜県は、換言すれば治山・河川行財政の比重が高い県でもある、ということである。言うまでもなく木曾・長良・揖斐の三大河川を擁する本県は、古来からたび重なる洪水に悩まされ、その災害対策、治水行政に費した労力と財政は多大なものであった。明治期に入ってから何度にもわたる河川事業が行われてきたこと、また現在では、治水、利水がらみの長良川河口堰建設問題が、地元だけでなく全国的な河川環境問題にまでなつて争われていることも周知のところである。全国的に重大問題化した長良川河口堰問題を見ていると、本県あるいは全国的な河川行財政問題が、明治から戦後復興期までの治水、高度成長期に入ってから利水という二段階を経て、環境対策（あるいはふるさと保全）としての第三段階へと、新たな過程に入っていると考えざるをえない。

いずれにしても国土保全の基礎としての、そして急峻な山場と狭い水場（平野）から構成される国土、とくに岐阜県にとって河川行財政が重要な比重を占めることはいうまでもない。そこで本稿では、「土木県」でもある岐阜県の河川行財政について、その大略を一べつすることにしたい。もっとも河川行財政といっても、治水だけでなく利水、河川環境が入るし、事業別にみれば河川、ダム、砂防（治山も含む）、海岸なども含むことになる。それらをすべてとりあげることはいできないし、また治水といっても県

下の多くの市町村が、これに費す予算をもれなくとりあげることは不可能であるし必要もない。従って本稿では明治以来の県レベルでの主要な治水に対象を当て、その事業に必要な費用負担、すなわち国の補助と地元の受益負担が、どのような原則にもとづいてなされてきたか（費用負担原則あるいは受益者負担の実態）、にポイントを当てながらたどることにしたい。治山や利水のためのダム建設などは、それ自体河川行政とは区分される面もあるが、治水に関連する限りで、ごく簡単に触れておくことにしたい。対象が広範であることなどの理由で、本稿は序論的な整理作業にとどめ、詳細は今後を期すこととしたい。なお明治以後の本県治水史については、県編集『岐阜県治水史下』（第14章 土木・建築行政、第一節 河川）に詳しく、また同『岐阜県史通史編近代上』は、それを簡素化して紹介したものである。従って序論風に一べつするには『県史』の方が便利であり、本稿でもこれを主に参照することとし、『治水史』その他若干の文献で補うこととしたい。

〔一〕治水行政の意義と費用負担原則

本論に先立ち治水行政の意義の一端と、今日の治水における費用負担について、一言しておくことにしたい。まず治水行政の重要性を示す一端として、『岐阜県治水史下』（岐阜県編集兼発行、昭和28年）によれば、明治に入ってから昭和20年までの間に記録される洪水回数には119回にも達している、という事実がある。次いで

『岐阜県河川行政30年史』によれば、昭和28年から51年のかんに、相続く災害によって死者324名、負傷者2,173名、全半壊家屋15,743戸、浸水家屋17万3,400家屋、道路損壊6,560ヶ所、堤防決壊5,234ヶ所、橋梁流失1,683ヶ所もの被害が生じていることが記されている(表1参照)。とくに昭和34年の周知の伊勢湾台風では死者104名(愛知県死者不明3,260名)の、また43年の飛騨川、長良川南部流域の郡上郡美並村を中心に襲った集中豪雨のさいには、観光バス2台が山崩れによって飛騨川に転落し、乗客104人が死亡する大惨事まで引き起こされていることは、記憶に新しい。そして、こうした毎年のように襲い来る洪水による損害費用が、本県では大きいものとならざるをえないことはいうまでもない。例えば同表のさいごにある昭和51年9月12日、台風17号による記録的な豪雨(約6千年に1度

ともいう)で安八郡安八町で堤防が決壊したときには、安八町、墨俣両町を中心に浸水家屋は3千戸を越え、冠水が1週間も続いたが、その時の洪水対策費は179億円にも達したのである。それだけでなく、上流の岐阜市日野から、下流の三重県桑名市まで延べ延長左右合せて96kmに及ぶ、国直轄の長良川の護岸改修率を、災害対策のために大巾に引上げざるをえなくなった(水害時で約36%だったものを昭和61年3月末に約60%にまで引上げた)が、加えて災害復旧や51年度から始まった「激甚災害対策特別緊急事業」などを含めて、長良川直轄事業に投入された費用は、10年間でおよそ850億円にも達することになった。この額は、この間の木曾三川の総事業費のほぼ半分にも該当するものであり、一つの川としては、事業費として全国トップクラスといわれるほどの大きさだったのである。

表1 岐阜県のおもな災害発生概要(昭和28—51年)

	種 類		死 者	負傷者	全半壊家屋	浸水家屋	道路損壊	堤防決壊	橋梁流失
	地 域								
昭和28年8月16～23日 梅雨前線	県	下	名 19	名 16	戸 56	戸 3,052	ヶ所 264	ヶ所 263	ヶ所 173
昭和28年9月25日 13号台風(テス台風)	県	下	6	50	27	4,281	210	145	116
昭和33年7月25～26日 前線豪雨	県	下	8	7	53	1,047	259	118	129
昭和34年8月12～14日 前線と7号台風	県	下	7	31	35	7,811	86	86	56
昭和34年9月25～27日 15号台風(伊勢湾台風)	県	下	104	1,829	14,753	17,062	1,439	561	483
昭和35年8月11～13日 11号台風と12号台風	県	下	6	12	120	10,120	450	223	261
昭和35年6月25～29日 梅雨前線豪雨	県	下	13	16	29	41,024	687	293	184
昭和36年9月14～17日 18号台風(第2室戸台風)	県	下	7	110	321	7,039	248	49	72
昭和43年8月17～18日 前線(土石流)	県	下	118	13	28	3,369	45	1	39
昭和47年7月9～13日 梅雨前線	県	下	27	67	117	3,151	328	36	33
昭和51年9月8～13日 前線と17号台風	県	下	9	22	204	75,485	2,544	3,459	137
計	県	下	324	2,173	15,743	173,411	6,560	5,234	1,683

『岐阜県河川行政30年史』(岐阜県土木部河川課編)より

それでもなお、自然相手のことであり、改修にはまだ4,000億から5,000億円は必要で、見通しはとて立てられない(以上、朝日新聞社名古屋社会部編『母なる川』第4章)とされている。

次に費用負担について。重要河川の改修については、江戸時代以来の経験的な費用分担(例えば有名な宝暦治水では、幕府は薩摩藩の2年間分もの予算に当たる40万両と工人を同藩に負担させて工事を命じた)にも立脚した明治以来の方式にもとづいて、費用分担がなされている、ということである。明治29(1896)年制定の河川法などをへて戦後の昭和40年に改正された河川法では、河川工事の国と地方の費用負担は次のように設定されている。

(1)一級河川(国、建設大臣管理)

1)指定区間外(建設大臣管理、工事は建設省施行)。これには次の三つがある。①改良工事(国 $\frac{3}{4}$ 、都道府県 $\frac{1}{4}$)。②大規模工事、政令で指定(国 $\frac{3}{4}$ 、都道府県 $\frac{1}{4}$)。③改良工事以外の管理の費用(国 $\frac{1}{2}$ 、都道府県 $\frac{1}{2}$)。

2)指定区間(都道府県知事が管理の一部をおこなう、河川工事は都道府県施行)。これには次の二つがある。①改良工事および修繕、これはさらに①'補助事業、国が費用の一部を補助または負担し残りは都道府県が負担する。①'単独事業、都道府県が全額負担する。②改良工事および修繕以外の費用、都道府県が負担する。

(2)二級河川(都道府県知事管理、河川工事は都道府県施行)。費用負担は上述2)の指定区間に関するものと同じである。

(3)準用河川(市長村長管理、河川工事は市町村が行う)。これには次の二つがある。①補助事業で、国が費用の一部を補助し残額は市町村が負担するもの ②単独事業(市町村が全額負担するもの(なお①②以外の管理の費用は市町村が全額負担する))。

なお上述区別のうち補助事業と単独事業があるが、同類区別としていま一つ直轄事業がある。これは一級河川の指定区間外において国が直接施行する事業であるが(事業者は建設大臣)、その費用は国が全部負担するわけではなく、都道府県が $\frac{1}{2}$ ないし $\frac{3}{4}$ を負担することになっている

(以上、全建設労働組合編『問われる公共事業』大月書店、1982年、152ページ参照)。当県と全国で問題になっている長良川河口堰建設事業はここでいう国の直轄事業である。

以上のように、市町村管轄の準用河川、都道府県管轄の二級河川はいずれまでもないとして、国管轄の一級河川であっても地方(都道府県)は、費用の $\frac{1}{4}$ から $\frac{3}{4}$ を分担することになっている(費用分担あるいは受益者負担原則)。

(二) 明治前期の河川行政費用分担の経過

(1)河港道路修築規則による費用分担

明治期に入ってから河川財政費用分担のあり方は、明治6(1873)年8月の河港道路修築規則の公布、これによる全国同一の基準により、官費民費の分担設定がなされたことをもって始まる。これと同時に大蔵省は、過去5か年の堤防・用悪水路・道路・橋梁の経費を官民費に区分集計し、その平均額を以て向う5か年の定額と定め、7年春より施行見込みであることを通達している。河港道路修築規則は以下のようである。

第一則 澁・刀根・信濃川ノ如キ一河ニシテ、其利害數県ニ関スル者ヲ一等河トス。横浜・神戸・長崎・新潟・函館港ノ如キ、全国ノ得失ニ係ル者ヲ一等港トス。東海・中山・陸羽道ノ如キ、全国ノ大経脈ヲ通スル者ヲ一等道路トシ、右工事ノ費用従来官民混交ノ分、譬ハ六分ハ官ニ出テ四分ハ地民ニ出ル者ハ、其四分ハ当省ニ収メ、其更正修繕ノ工事ハ図面井目論見帳ヲ添、当省ヘ可ニ伺出ニ事。

第二則 他管轄ノ利害ニ関セサル、河港及各部ノ経路ヲ大経脈ニ接続スル脇往還、坂道ノ類ヲ二等河港口トス。右工事ノ費用従来官民混交ノ分、譬ハ六分ハ官ニ出テ四分ハ地民ニ出ル者、基四分ハ直ニ地方官ニ収メ、其六分ハ当省ヨリ下渡ス可シ。而シテ其更正修繕ノ工事ハ、地方官ニ於テ施行スヘキ事。

第三則 市街郡村ノ利害ニ関スル河港及、田地灌漑ノ用悪水路、村市ノ経営等ヲ三等河港口トス。右更正修繕ノ工事ハ、地方官之ヲ施行

シ、費用ハ其利害ヲ受クル地民ニ課スヘシ、尤其課方ノ所分ハ地方官ニ委任スヘキ事(以下略、岐阜県編『岐阜県治水史下』39ページ)。

以上のように一等(級)河港、道路、二等(級)河港、道路の改修は官費民費(国庫と地元負担)は、「たとえば」として六対四の割合、またそれ以外の三等(級)のものは地元負担、とされている。岐阜県は本規則と大蔵省達にもとづいて、一等は木曾川・揖斐川・中山道及び油島新田地先木曾川分喰違洗堰で、その修築費は向う5カ年で2万円とした。2万円は官費支給である。

二等の長良川、牧田川以下8川4谷・5道と大藪村地先大樽川洗堰の修築入費は1万円とした。このうち大樽川洗堰は長良・大樽両川の中央にあるので、官費支給を申請した。

以上一・二等の官費は合計3万円となる。

三等の境川・津屋川以下48川・6谷・5道はそれまで官費で修繕してきたが、今後は民費(地元)負担となった。ただし境川以下19川・3谷については、すべてを民費にするのでは地元民の難渋となるので、6年以後5カ年間は、その利害に関係する郡村又は組合で修繕できるよう割賦金を出して満期迄積立てる。もし年限中に非常の損害があれば官費を申請し、満期からは民費で営繕することになった(以上『岐阜県史近代上』746—747ページ)。

(2) 地方税規則後の費用分担

地方三新法の一つとして地方税規則が明治11(1878)年7月に公布された(実行は12年3月)が、これによって河港・道路・堤防・橋梁建築費は地方税で負担することとされた(治水費国庫支渡金の中断)。ただし13年までの治水費は国庫下渡金が支給され、また特別の大災害等により、地方の負担に堪えない場合に限り、国庫補助を申請する、というものである。なお木曾川筋は17年から再び官費で工事が行われることになる。

いずれにせよこの地方税規則による処置は、旧藩以来官費負担を斟酌してきた慣行に反するものであり、とくに岐阜県のような土木県には大きな影響を与えずにおかなかった。治水費を含む土木費をすべて地方費負担とする、という

ものだからである。そこで治水費国庫下渡金が中止される明治14(1881)年の県予算決定において、県は9年から13年までの官費支渡金の平均額を治水費として、地方税支出予算として計上した。同年の土木費は、治水費23,200円、道路修繕費8,000円、橋梁修繕費1,500円、並木費100円、計32,800円というものであったが、下渡金削減分の治水費が県土木費に食い込むので、飛騨・東濃の山岳派から激しい反発が生ずることになる。西・南濃の水場派と山岳派の土木予算をめぐる対立である。この対立が明治前期から大正までの(大正10年の治水、道路改良、水源涵養植樹事業など治山の三大事業併行計画の実行によって山岳・水場均衡論に一応の終止符が打たれたとされる)本県土木費の特徴をなすのである(以上『岐阜県史』750—757。なお、水場派と山岳派の対立については、拙稿『自由民権期の岐阜県財政』岐経大『地域経済 第5集』昭和60年でも触れたことがある)。

(3) 河川法施行と土木費支給基準

明治29(1896)年4月に、河川行政を統一した河川法が公布され、以後県下の河川も順次河川法を施行あるいは準用されることになる。これによって県下の全河川は、河川法施行河川、同準用河川、その他の河川の三種に区分されることになった。30年12月には、長良川は木曾川の支流と認定され、岐阜市から小藪村までの流域に河川法が施行され、ついで35年6月には、後述の下流改修によって長良川は、下流の県境までを揖斐川の支流に認定替えされた。河川法に続き、28(1895)年2月には地方税土木費支弁仮規定が内定し、32年4月には県税土木費支弁規則が施行される。土木費の分担は従来の慣行によって取扱われてきたが、それが支弁規則によって次のように定められるのである。

第1条 道路法及び河川法により県の負担に属するものの外、長良川堤防(左岸武儀郡安曾野村大字曾代、右岸同郡同村大字安毛以下河川法施行区域に至る区間)及び砂防は、県費を支弁する。

第2条 類雪留は道路の附属物とし、制水・護岸は堤防の一部とする。

第3条 堤防工事を施行するときは、市町村又は水利組合に地元の土地の賃貸価格100円に付、金30銭を納付させる。但し、その納付金額は予定工費の半額を限りとする。地元とは堤防工事施行の大字(大字がないときは市町村)とし、土地の賃貸価格は前年度1月1日の現在額に拠る。

第4条 洪水防禦の費用は県税で支弁しない。

第5条 (1)非常災害に基づく復旧工事 (2)利害の関係重大な改良工事 (3)地元の利害に関係が少なく認められる工事は、第3条を適用しないことがある。

さらに32(1899)年には、災害土木費国庫補助規定が定められている。それによると府県の災害土木費が、地租年額の $\%$ を越えるときは、国庫はその超過額の地租額に等しい額に達するまでは $\%$ 以内、地租額を超過するときは、超過部分に対して $\%$ 以内を補助することができることを規定し、内務省令でその施行細則を定めた。44年3月には、府県災害土木費国庫補助に関する件が公布されている(以上、『岐阜県史』760—762ページより)。

(三) 木曾川下流改修工事

宝暦治水(1754—55年)は大きな効果をあげたが、その後半世紀余をへて河床への土砂堆積、川幅狭小化、河口閉塞などのため、洪水が毎年のごとく起きるようになった。そこで東海三県の委託を受けたオランダ人デレーケは、明治11(1878)年から14年にかけて、木曾川流域の実態調査を行い、木曾川分流、木曾川流域の山林保護、水源涵養、造林奨励、砂防工事促進などの諸点についての意見書を内務省へ提出、これを受けて20年から三川分流を主目的とした改修工事が着工されることとなる。工事の主内容は、木曾川のばあい、佐屋川をせき止め小藪川で締め切る。新水路をその南部の立田輪中を開き、長島輪中の東を流下させる。長良・揖斐川では中村・中須・大樽の三水路を締め切り、揖斐川は川巾を広げ、油島洗堰を増築して本堤と

する、などである。実行主体は、「しかしてこの分担は、河身は官費を以て改修し、堤防は各関係県の負担としたもの」(『治水史下』261ページ)と指摘されているように、締切堤、導水堤、しゅんせつ、水制、せき門、砂防工事などは国が行い、堤防は各地元県が行う、というものであった。そのうえで本事業は、明治20—35年の継続事業として総工費約432万円が見積もられた。432万円の官費および東海三県の負担割合は表2のようである。

これによると20—35年の合計で、官費は3,426,542円、三県負担分は893,208円だから3.8対1の割合での負担予定だったことになる。

岐阜県は三重、愛知両県の合計分366,403円を大きく上回る526,805円の予定であった。

表3は木曾、長良、揖斐の三川を三県ごとにみた堤防費(築堤、堤敷買上など)の内訳である。三川を擁する岐阜県は、築堤費が458,573円と愛知、三重両県を合わせた額318,014円よりずっと大きくなっている。地元負担費全体として、本県の526,805円は三重県の188,531円の2.8倍、愛知県の177,872円の3.0倍の予定であった。工事は第一期(20—28年)の9カ年で砂防工事も含めた木曾川筋、第二期(29—32年)の4カ年で松ノ木以下長良、揖斐両川の改修工事、第三期(33—38年)の6カ年で揖斐川筋松ノ木から上流の改修、第四期(39—44年)の6カ年で追加工事、の順で行われた。工事は当初予定では、前述のように20—35年までであったが、このかん日清戦争や物価騰貴、29年の大洪水、日露戦争などのため予定年限や予算に不足をきたし変更を余儀なくされる。しかし33年には主目的であった三川分流工事を終え、45年には全工事が完了した。その効果は、洪水による破堤などに対しいちじるしい効果をもつものであり、明治期に入ってから河川工事のうち「けんちよなもの」とされたのである(以上『岐阜県史』767—779ページ)。

そこで念のため、木曾川下流改修工事および県の治水堤防費が県歳出額に対してどれくらいの比重を占めていたかをみておこう。資料の都合で表4は明治28年から32年までの割合を示し

表2 各年度別改修費予算一覧表 (明治20年作成)

	官 費	地 方 費			合 計
		三 重 県	愛 知 県	岐 阜 県	
	円	円	円	円	円
明治20年度	278,320	22,034.669	0	0	300,354.669
同 21年度	110,000	20,000.000	0	0	130,000.000
同 22年度	120,000	20,000.000	0	0	140,000.000
同 23年度	140,000	20,000.000	0	0	160,000.000
同 24年度	140,000	0	50,000.000	0	190,000.000
同 25年度	140,000	0	50,000.000	0	190,000.000
同 26年度	148,000	0	53,664.794	0	201,664.794
同 27年度	170,000	50,592.942	13,322.240	0	233,915.187
同 28年度	170,000	0	0	47,670.988	217,670.988
同 29年度	170,000	0	8,931.500	57,136.520	236,058.020
同 30年度	243,500	36,722.240	1,953.873	27,380.267	309,556.380
同 31年度	265,000	2,520.000	0	122,329.120	389,849.120
同 32年度	361,000	16,660.800	0	74,214.000	451,874.800
同 33年度	441,000	0	0	72,916.960	513,916.960
同 34年度	451,000	0	0	78,687.779	529,687.779
同 35年度	78,722	0	0	46,468.972	125,190.972
合 計	3,426,542	188,530.656	177,872.407	526,804.606	4,319,749.669

『岐阜県史』772ページ

表3 河川別経費一覧表

県名	費 目	木 曾 川	長 良 川	揖 斐 川	合 計
		円	円	円	円
愛知県	築堤費	165,163.833	0	0	165,163.833
	堤敷買上料	7,872.974	0	0	7,872.974
	堤脚防禦柴工費	4,835.600	0	0	4,835.600
	小計	177,872.407	0	0	177,872.407
	三重県	築堤費	64,742.000	54,676.000	33,432.000
堤敷買上料		12,649.669	7,429.747	4,238.240	24,317.656
堤脚防禦柴工費		6,215.000	5,148.000	0	11,363.000
小計		83,606.669	67,253.747	37,670.240	188,530.656
岐阜県		築堤費	65,649.600	90,165.400	302,722.000
	堤敷買上料	4,357.801	7,140.728	33,796.677	45,295.206
	堤脚防禦柴工費	7,937.600	7,194.000	7,840.800	22,972.400
	小計	77,945.001	104,500.128	344,359.477	526,804.606

『岐阜県史』773ページ

岐阜県の河川行財政(柿本)

たものであるが、5年間平均で、木曾川改修費の県治水費に占める割合(表中の $\frac{A}{B}$)は55%と半分以上の大きさであった。また木曾川改修費の県歳出決算額に占める割合($\frac{A}{C}$)の平均は7%となっている。

なお岐阜県の工事着工は28(1895)年からの予定であったが、同年から一挙に資金を調達す

るのは県民負担が大きくなるので、表5のように20年から34年までの15カ年は毎年33,000円当てるものとし、35年だけは31,000円を当てることによって、総額526,805円を調達する予定としていた。

さいごに改修工事の決算額をみておこう。前述のように諸事情による予定変更や追加工事の

表4 県歳出に対する木曾川下流改修費と治水堤防費の割合

	木曾川下流改修支出額(A)	県の治水堤防費(B)	県の歳出決算額(C)	A/B	B/C	A/C
	円	円	円	%	%	%
明治28年	47,671	186,623	718,164	25.5	26.0	6.6
29年	57,137	298,804	940,100	19.1	31.8	6.1
30年	27,380	224,614	1,396,878	12.2	16.1	2.0
31年	122,329	89,499	956,393	136.7	9.4	12.8
32年	74,214	92,305	993,885	80.4	9.3	7.5

『岐阜県史』『岐阜県議会史(二)の付表』より算出

表5 木曾川改修費積立金収支予算表(明治20年作成)

年 度	収 入 額	支 出 額	差 引 残 額
	円	円	円
明治20年度	33,000.000	0	33,000.000
同 21年度	33,000.000	0	66,000.000
同 22年度	33,000.000	0	99,000.000
同 23年度	33,000.000	0	132,000.000
同 24年度	33,000.000	0	165,000.000
同 25年度	33,000.000	0	198,000.000
同 26年度	33,000.000	0	231,000.000
同 27年度	33,000.000	0	264,000.000
同 28年度	33,000.000	47,670.988	249,329.012
同 29年度	33,000.000	57,136.520	225,192.492
同 30年度	33,000.000	27,380.267	230,812.225
同 31年度	33,000.000	122,329.120	141,483.105
同 32年度	33,000.000	74,214.000	100,269.105
同 33年度	33,000.000	72,916.960	60,352.145
同 34年度	33,000.000	78,689.779	14,664.366
同 35年度	31,804.606	46,468.972	0
合 計	526,804.606	526,804.606	0

『岐阜県史』773ページ

ため、当初とはちがった額となることは当然である。表6は国の直轄施行費の内訳、表7は関係三県の決算額である。国直轄改修費分は817万円で当初予定の343万円(表2)の2.4倍、三県負担分は156.8万円で当初予定89.3万円の1.8倍となっている。三県のうちでは、とくに愛知県が大きくふくらんでいることがわかる。

なお参考までに、表8は明治期における岐阜県と愛知県の土木費と県民一人当たり土木費負担額をくらべたものである。これによると明治12—34年の土木費の絶対額(国庫支出金と県支出金計)は、岐阜県が1,386,763円、愛知県が15,801,472円と岐阜県は愛知県のおよそ88%の

大きさを占めており、「土木県の面目」ぶりを示している。明治24、25年に、とくに岐阜県で国庫支出金が巨額に達しているのは、明治24(1891)年の濃尾大震災の復旧費補助によるものである。このことが、兩年の県民負担を全国平均以下におさえた原因であること、また明治17年以後土木費のかなりの部分が国庫補助されるようになったことが、同表が示すように、本県と愛知県の県民一人当たり土木費負担額の差を、それほど大きくしなかった理由だと指摘されている(『岐阜県史』26ページ)。

表6 直轄施行木曾川改修費

費目	予算	決算
	円	円
導水堤費	513,937.484	479,769.084
浚渫費	1,496,327.652	1,359,546.993
制水費	820,646.656	879,448.005
締切堤防費	40,227.800	165,537.244
締切沈床費	27,240.000	—
分水締切費	—	19,155.507
築堤費	1,043,978.540	1,075,978.101
閘門費	68,500.000	154,836.119
仮設費	—	31,001.292
亡失火災費	—	354.090
砂防費	450,000.000	140,003.187
砂防雑費	—	1,745.209
地所買上料	2,659,542.727	2,249,425.461
家屋その他移転料	535,101.450	471,980.942
備品費	284,167.672	700,187.484
測量費	6,244.567	6,118.662
量水標費	32,931.491	53,449.322
営繕費	5,380.075	20,659.936
電話費	600.000	11,480.418
雇員俸給及通信運搬費	—	11.580
恵与	4,023.617	37,417.649
雑費	186,180.786	312,289.960
不用品	—	61.467
合計	8,175,030.517	8,170,457.711

『岐阜県史』777ページ

岐阜県の河川行財政(柿本)

表7 県施行木曾川改修決算額

費目	岐阜県	愛知県	三重県	計
	円	円	円	円
堤防及護岸費	272,879.901	410,914.634	77,972.928	761,767.463
地所買上料	160,741.098	29,373.768	70,019.901	260,134.767
家屋その他移転料	30,067.827	9,131.329	9,405.327	48,604.483
附帯工事費補助	154,613.043	232,394.191	48,424.819	435,432.053
雑費	36,507.765	21,002.009	5,271.372	67,781.146
計	654,809.634	702,815.931	211,094.347	1,568,719.912

『岐阜県史』778ページ

表8 岐阜愛知両県の県土木費構成と県民一人当たり土木費負担額

内訳 年度	府県土木費の内訳						地方支出土木費の県民1人当たり負担額		
	岐阜県			愛知県			岐阜県	愛知県	全国
	国庫支出	地方支出	合計	国庫支出	地方支出	合計			
明治	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12	17,433	71,411	88,844	34,040	326,369	310,409	0.085	0.250	0.129
13	44,527	107,148	151,675	39,146	333,859	373,005	0.128	0.256	0.145
14	—	237,029	237,029	—	405,437	405,437	0.279	0.308	0.212
15	—	306,271	306,271	—	596,027	596,027	0.358	0.448	0.238
16	—	212,395	212,395	—	414,090	414,090	0.245	0.306	0.224
17	10,000	261,378	271,378	—	360,657	360,657	0.297	0.263	0.207
18	46,145	344,385	390,530	—	303,720	303,720	0.389	0.219	0.210
19	10,000	221,521	231,521	—	221,595	221,595	0.249	0.158	0.263
20	10,000	227,788	237,788	—	301,605	301,605	0.253	0.211	0.198
21	93,713	332,217	425,930	—	174,390	174,390	0.365	0.121	0.204
22	—	271,036	271,036	101,093	454,519	555,612	0.295	0.312	0.260
23	—	265,092	265,092	—	315,691	315,691	0.284	0.214	0.298
24	1,654,791	218,446	1,873,237	349,790	156,692	506,482	0.235	0.106	0.258
25	1,763,529	208,982	1,972,511	1,451,419	208,439	1,659,858	0.223	0.139	0.276
26	52,468	503,012	555,480	—	480,303	480,303	0.534	0.318	0.304
27	96,571	324,909	421,480	—	358,851	358,851	0.342	0.235	0.351
28	—	642,004	642,004	—	320,588	320,588	0.669	0.206	0.343
29	252,325	821,066	1,073,391	363	550,739	551,102	0.855	0.349	0.504
30	332,046	934,826	1,266,872	237,007	1,550,542	1,787,549	0.973	0.974	0.512
31	9,368	749,375	758,743	49,524	1,219,491	1,269,015	0.789	0.784	0.625
32	26,391	621,766	648,157	4,254	1,461,046	1,465,300	0.652	0.929	0.665
33	10,147	915,710	925,857	15,549	1,387,295	1,402,844	0.957	0.873	0.753
34	13,488	627,927	640,415	26,973	1,640,369	1,667,342	0.653	1.020	0.772

『岐阜県史』26ページ

(四) 木曾川上流改修

木曾川上流改修は、もともと下流工事に引続いて行方べきところ、予算の都合で一時打切りとなっていたものである。すでに明治19年に、また続けて25, 29, 38年としばしば内務省へ陳上書を出しており、大正8(1919)年に実施設計を終えることができた。それによれば、本工事は大正10(1921)年からの10カ年計画で、予

算は2,000万円、2市25郡にまたがる事業とされた。改修区域内耕宅地94,000町歩の水害対策、悪水排除、掘削・しゅんせつによる土砂を利用して低地又は水面を埋立てる、などを目的とするものであった。

上記の予算2,000万円のうち、改修工事にかかわる岐阜県と愛知県の工事費は表9のように、それぞれ1,838万円、162万円である。

次に2,000万円のうち両県の負担分については表10のようである。表10のように、岐阜県負

表9 木曾川上流改修工費

	総工費(円)	愛知県工費(円)	岐阜県工費(円)
土地買取費	4,060,200	322,000	3,738,200
家屋その他地上物件移転費	915,880	159,940	755,940
掘整費	4,400,000	—	4,400,000
浚渫費	1,080,000	—	1,080,000
築堤費	1,703,000	681,000	1,022,000
護岸及び制水費	1,560,000	172,000	1,388,000
船舶諸機械費	1,723,000	65,700	1,657,300
船舶諸機械修理費	823,500	49,500	774,000
樋門費	900,000	—	900,000
附帯工事補助費	1,950,000	100,000	1,850,000
雑費	884,420	69,860	814,560
計	20,000,000	1,620,000	18,380,000

「岐阜県史」784ページ

表10 上流改修費のうち県負担金年度割表

	工費(円)	岐阜県分担金(A) (円)	愛知県分担金 (円)	岐阜県土木費(B) (円)	A/B %
大正10年度	500,000	431,000	69,000	3,272,094	13.2
同 11年度	1,000,000	925,000	75,000	3,110,710	29.7
同 12年度	1,200,000	1,120,000	80,000	2,754,388	40.7
同 13年度	1,200,000	1,120,000	80,000	2,255,642	49.7
同 14年度	1,830,000	679,000	80,000	2,040,260	33.3
同 15年度	2,550,000	470,000	80,000	2,525,289	18.6
同 16年度	3,300,000	0	80,000	—	—
同 17年度	3,300,000	0	80,000	—	—
同 18年度	3,120,000	0	60,000	—	—
同 19年度	2,000,000	0	0	—	—
計	20,000,000	4,745,000	684,000	15,958,383	29.7

岐阜県の河川行財政(柿本)

分担は4,745,000円, 愛知県負担分は684,000円合わせて5,429,000円で全体の2,000万円の27% (約1/3)を両県で負担することになっている。岐阜県の負担分は費用全体の24%, 約1/4であり, それに相当する4,745,000円を分担することになった。

同時に, それに伴う本県施行の付帯事業費3,241,000円と水利調整費14,000円, 以上計800万円の河川改良費を, 大正10年から15カ年の継続事業費として, 県議会(大正10年11月臨時県会)に提出, 決定することになった。また本県特色の山岳・水場の均衡をはかるため1,100万円の道路改修費を合わせて計上, 可決している。続いて通常県会で, 水源涵養植樹励費1,007,931円を, 11年から15カ年継続することを決定, ここに本県の治山治水策と交通網の完成案が確立したといわれることになる。先の表10は, 同時に大正10—15年における県土木費に対する木曾川上流工事県分担金の割合をみたものである。5カ年だけの数値であるが, その年平均割合(表の $\frac{A}{B}$)は29.7%という大きさであった。

以後の現実には, 関東大震災, 財政緊縮による工期年限の延長, 削減が生ずるところとなったし, また工事の効果をあげるため, 次節でとりあげる支派川改修工事が併行されることになって, 昭和19年までに22回もの予算改訂が行われている。昭和18(1941)年以後は, 戦時下で改修費は削減され, 事業費の継続見込みは立たなくなっていたし, また昭和20(1945)年は, インフレーションのための貨幣変動もあって, 従来の計画年度と予算では施行不能となっていた。こうして大正10年から昭和27年までの30カ年に(変更計画での), 59.1%が完成しただけだ, とされている(以下『岐阜県史』780—789ページ)。

(五) 支派川改修

I 支派川改修

支派川改修は大正15(1926)年に, 西濃の普通水利組合と水害予防組合(53組合)が連署した木曾川支派川改修費国庫補助についての陳上

書を, 岐阜県治水協会が政府へ懇請したことに始まり, 岐阜県会, 知事も政府に働きかけて実現したものである。治水協の陳上書では改修すべき河川は表11のように, 境川以下豊後川まで29河川, 工事費概要は800万円というものであった。

昭和2年12月の通常県会が議決した当初予算は, 表12のように, 3年から12年までの10カ年計画, 904万9,200円であり, このうち国庫補助は半額の452万4,600円とされている。事業そのものは県営として施行されたが, 木曾川上流改修が内務省直轄工事とされていたため, またそ

表11 改修すべき河川

	改 修 区 域	工 事 費 概 算
境 川	6,480m	527,000円
伊 自 良 川	1,440	309,000
鳥 羽 川	900	140,000
板 屋 川	1,200	90,000
糸 貫 川	4,500	250,000
荒 田 川	3,200	713,000
犀 川	7,000	800,000
五 六 川	7,000	600,000
三 水 川	1,800	150,000
牧 田 川 上 流	4,200	500,000
小 畑 川	240	188,000
粕 川	600	250,000
相 川	2,160	310,000
杭 瀬 川	600	200,000
金 草 川	240	121,000
津 屋 川	2,100	300,000
論 田 川	600	120,000
根 尾 川	600	100,000
天 王 川	1,800	212,000
中 川	7,000	600,000
逆 川	4,320	470,000
大 江 川	1,200	100,000
色 目 川	600	50,000
泥 川	600	200,000
大 谷 川	1,200	240,000
花 田 川	1,680	230,000
長 護 寺 川	720	80,000
平 野 井 川	720	100,000
豊 後 川	480	50,000
計	65,180	8,000,000

『岐阜県史』788ページ

れと同時に施行した方が便利であったため、一部の支派川は内務省直轄施行とした。その支派川は犀川(五六川、中川、天王川を含む)、糸貫川、三水川、花田川、根尾川の8河川である。この8河川のばあいは国直轄工事のため、国庫補助金は県へは交付せず直接支払われることとし、残りの県が負担すべき半分の金額は、県費と地元負担寄付金を財源とするものである。内務省委託(直轄)工事は昭和17(1942)年までに全部竣工し、残りの県営工事も津屋川以外の全改修が竣工した(以上『岐阜県史』787—789ページ)。

表13は、表12での支派川改修費を、県土木費に対する比重として、また県歳出全体に対する比重としてみたものである。

同表のように、支派川改修費は昭和3年—20年の18年間に於いて、年平均で土木費全体の11.1%(表中の%)となっている。また県歳出総計の1.6%(表中の%)とこれは小さいが、多い年(6年、9年)では7%台に達する大きさであった。

II 犀川事件

ここでわが大垣市、西濃の地元の出来事として忘れてならない犀川事件について一言しておきたい。表11にも見られる犀川改修は、本巣郡南部低地の犀川、五六川、中川、長護寺川の悪水を、安八郡東部に新たに川を掘り、はるか下流の長良川に切落とすことによって、本巣南部を水害から救出しようとするものであった。このため川を掘り起こされる下流の安八郡7カ町村(墨俣町、大藪町、名森村、仁木村、牧村、福東村、結村)の住民が、昭和3(1928)年12月に約800名、翌4年1月に1,500名が出県して実現を阻止する陳上運動をひき起こすことになる。さらに、この反対にもかかわらず、改修断行が決定されると6カ町村の町村長以下が4年1月に総辞職することとなり、この調査のために県から派遣された管理者を、名森村では村民1,000名が集まって拒否しようとした。これに対して、名森村、北方、垂井、高田、揖斐の警察官だけでなく、金沢知事は第9師団に出兵を請い、さらに八幡、多治見署及び愛知県警察の応

援も得て群集を解散させたのである。なお教賀歩兵連隊の一個中隊も大垣まで来て待機していた、というのが事件の大筋である。

ただし工事そのものは、総工費184万円で昭和7(1932)年1月に起工し、11年6月に完成、こうして本巣郡南部の9カ町村2,250町歩の耕地が全く水難を免がれることとなった、といわれている(主に『岐阜県史』790—791ページより)。長文になるが、次の一文は、上述のように昭和4年1月7日に、村民千数百人とともに下流切落し反対の陳上をなしたさいの、安八郡墨俣町長関谷喜之助以下計7名の町村長名による声明書である。改修工事の成果を考えるなら、工事に対する反対の是非そのものでなく、地元にとっての水問題、河川工事の切実性を訴えたものとして読まれるべきものであろう。

声明書

揖斐川以東なる安八郡墨俣町、結村、名森村、牧村、福東村、仁木村、大藪町、二町五ヶ村の公職者は、各自町村の重大なる脅威に余儀なくされ、已むなく袂を連ねて職務を辞し、民心の所在を明らかにし、併せて世の批判に懇へんとて敢て本書を公にす。

金沢本県知事は近日を以て源を本巣郡に発する犀川、五六川、中川、長護寺川の各川を合流せしめ、新たに我が安八、海津郡内を縦断貫流し長良川に放出の企画を公示し、頓がてその工事に着手せんと伝えられる。我等数万の町村民は今や其の生命財産を挙げて、千仞の深底に沈論せんとする悲惨事に遭逢し、憂懼極まる所を知らざらんとす。

抑も這次の企画は木曾・長良・揖斐三大河改修事業の進捗に連れ、名を支派川の改善に依り、表には本巣郡内千数百町歩の排水疎通と号し、巧みに当路を欺瞞して今日に至りたるものなりも、事實は同郡南端に位せる船木・鷺田・牛牧・本田・穂積村内の最低湿地、参百五拾余町歩の水腐地を僥倖して乾田せんとするの老獪飽くなき一大陰謀事たるを断言するに躊躇せず。夫れ水を治むるの要は、下流の生民をして各不安を去りて生業にいそしませ、以て日夜に聖決に光被せしむるを本

岐阜県の河川行財政(柿本)

表12 支派川改修費

	昭和2年県 会決議額	決算額		昭和2年県 会決議額	決算額
昭和3年度	579,000	21,334.27	昭和13年度		343,468.90
同 4年度	920,000	114,092.65	同 14年度		280,211.83
同 5年度	920,000	336,173.24	同 15年度		330,801.60
同 6年度	920,000	653,662.48	同 16年度		218,181.14
同 7年度	920,000	880,059.98	同 17年度		174,201.07
同 8年度	920,000	540,957.29	同 18年度		160,778.93
同 9年度	920,000	893,330.59	同 19年度		69,176.40
同 10年度	920,000	725,623.07	同 20年度		58,698.18
同 11年度	930,900	609,250.00	総 額	9,049,200	6,559,750.55
同 12年度	1,099,300	438,402.40			

『岐阜県史』790ページ

表13 支派川改修費

	昭和2年県 会決議額	決算額(A)	土木費(B)	A/B	県歳出総計(C)	A/C
昭和3年度	579,000	21,334.27	1,987,089	1.1	8,715,662	0.2
同 4年度	920,000	114,092.65	883,149	12.9	7,823,828	1.5
同 5年度	920,000	336,173.24	1,279,120	26.3	7,987,808	4.2
同 6年度	920,000	653,662.48	1,782,704	36.7	9,380,280	7.0
同 7年度	920,000	880,059.98	1,305,889	67.4	12,715,602	6.9
同 8年度	920,000	540,957.29	1,695,526	31.9	12,223,749	4.4
同 9年度	920,000	893,330.59	1,598,063	55.9	11,974,386	7.5
同 10年度	920,000	725,623.07	1,703,581	42.6	11,873,318	6.1
同 11年度	930,900	609,250.00	1,983,631	30.7	15,437,658	3.9
同 12年度	1,099,300	438,402.40	1,889,124	23.2	12,594,785	3.5
同 13年度		343,468.90	2,014,401	17.1	13,127,303	2.6
同 14年度		280,211.83	1,912,979	14.6	14,545,816	1.9
同 15年度		330,801.60	2,677,177	12.4	21,469,113	1.5
同 16年度		218,181.14	3,534,281	6.2	25,091,481	0.9
同 17年度		174,201.07	3,950,120	4.4	25,931,338	0.7
同 18年度		160,778.93	6,743,191	2.4	39,111,450	0.4
同 19年度		69,176.40	10,704,564	0.6	55,116,261	0.1
同 20年度		58,698.18	11,384,398	0.5	113,135,703	0.05
総 額	9,049,200	6,559,750.55	59,028,987	11.1	418,255,541	1.6

土木費は歳出臨時部と歳出経常部の合計

『岐阜県史』「岐阜県議会会史(付表)」より算出

義とし、苟にも功名利慾の念慮に駆られて、害毒を後昆に貽すが如き非違暴挙あるを断して容すべきにあらず。

我が安八・海津両郡は揖斐・長良の两大河に挟まれ、多年水難に苦悩し、民に生色なかりしは人の能く知る所なり、されば遠くは宝暦年間に於ける薩摩工事によりて、近くは明治年間の大事業たりし三大河分流工事により、僅かに洪水の厄を免るるを得るに到れるも、更に国県費の補助と居住民の辛うじて捻出せる異常の負担とに成る莫大の経費に依り、漸く灌漑道を樹て、特に輓近排水機の新設を完備して、揖斐川以東輪中三千町歩余の耕地初めて利用厚生に就き、今よりして後ち精励難農以て負債を減却し、町村自治の基礎を固めんとするに際し、遽然としてこの暴挙あり、豈に聖代の大大不祥事たらずして何ぞや、これ我等の夙に屢々金沢知事の反省を求めて止まざりし所以にて、而かも我等の苦衷の遂に酬ひられざるに会しては、只々世上の公正なる批判と、深厚なる同情後援に待つの外なきを信ぜんとするものなり。

倩ら思ふに若し単に本巢郡内数々町村三百余町歩の水腐を免れしめ、其の村民を救極せんとの至誠に存せば排水機の設置を以てするも優に其の目的の達成さるべき疑はず、何を苦んでか数百万円の巨費を投じ、累を古来全く縁故なき他郡町村の地域に属し、特に高低十数尺の差違ある我等下流部落民に及ぼさしむるの要あらんや、況んやこの暴挙によりて新川敷、新堤敷に潰ゆべき万頃の良田、依りて生ずる耕作者の失業失職、新川新堤を渡渉上下するの不便と損失、最近漸く完成を告げし改良田園の根本的破壊、平常不断に要する排水機用の増嵩等算し来れば、其の損害の巨

額なる到底其の利得に比して、同日の談に非ざるは識者を待って後知るべきに非ざるや。

今や如上列举の事実直面し、我等町村無告の生民其の堵に安んぜず、憂憤激怒或は約して租税の納付を拒否せんとし、或は結んで起工を妨げ、強いて一日の安きを偷まんとする者さえ出でんとするの形勢あり、我等の微力得て之を抑へ難きに及ぶ。我等乃ち晏然として其の職に止まるを得ず、否止まって公職を曠ふする如きは、洵に上下に対して其の罪責の甚大なるを痛感し、茲に各その職を辞し、且つ其の存意を声明して教へを世上に乞はんとす。

昭和4年1月7日

(以上『墨俣町史』559—561ページ)

III 揖斐川以東用水改良事業

なお墨俣長以下4郡10町村は、昭和9年から12年度にいたる4カ年計画で、揖斐川以東用水改良事業の実施を内務省に申請している。その理由は、「本地域は揖斐川ヲ水源トナス中須川用水組合地域ノ外、他ハ耕地内堀井戸湧水ニヨリ或ハ悪水ヲ堰止メ灌漑シツツアルモ、揖斐、長良ニ大川ノ上流改修工事ニ伴ヒ著シク水位ヲ低下シ、予定ノ水量ヲ引用スルコト不可能ナリ、為メ一朝早天連続ノ場合ハ、忽チ稲作上ニ影響ヲ及ボシ、稲苗ノ枯死収穫皆無ノ惨状ヲ見ルコト年々歳々ナリ」であった。水豊かなこの地域に、上流改修工事のため水位が低下し、田畑に引水することができなくなって、「デイズル機関四十吋渦巻唧筒各二台ヲ設置」して長良川から水を引こうという事業である。費用内訳は、揚水機費10万円、西用水幹線費（土工費、護岸費、構作物費、敷地買収補償費）20万円、東用水幹線費20万円、その他総計57万円というものである。費用分担は表14のように見積もられて

表14 揖斐川以東用水改良事業費分担金

科目	国庫補助金	地元寄付金	県費負担金	合計
全面	285,000円	199,500円	85,500円	570,000円

『墨俣町史』579ページ

岐阜県の河川行財政(柿本)

いる(以下『墨俣町史』576—580ページ)。

同表によれば、国は半分負担、残り半額は県対地元寄付金が1対2.3の割合となっている。

〔六〕木曾川下流増補工事

木曾川下流工事は大正3(1914)年に終了したが、日清、日露戦争により旧堤の一部が築築できなかったこと、また新堤も改修後20年をへて1m以上沈下したところもあり、悪水排除が困難になったこと、また洪水の被害も依然として大きかったことから、沿岸民の切実な要望のもとに、大正7年に三県が増補連盟を結成、政府もその必要性をみとめ、11年から施行することになったものである。本工事は先の下流改修区域の増補工事を行うほか、揖斐川河床の上昇による湛水被害を除去し、あるいは未着手の築堤・掘削工事の完成を主目的とするものであ

た。木曾川派川鍋田川の締切りもその一つとされていた。昭和11—20年の継続事業で、予算は5,999,836円(工事567万円、事務費329,836円)とされ、地元負担額は、岐阜県1,313,910円、三重県1,003,275円、愛知県607,815円、の計2,925,000円、従って半額が地元負担とされている。このため岐阜県は昭和11年に7,636円、12—29年の18カ年に毎年69,177円、30年に61,088円(計1,313,910円)を追加予算として計上することを11年11月の県会で決めている。昭和11(1936)年7月から着工された工事は、17年までに工費1,089,645円を支出、計画の2割を施行しえたにとどまって、大部分は戦後にもちこされることになった(以上『岐阜県史』791—794ページ)。

以下の下流補充工事も含め、これまでにみた木曾川(三川)改修工事を年表にしたものが表15である。同表のさいごにある戦後の改修につ

表15 木曾三川改修工事年表

工事名	工費	年号	西暦	期間	工事施行者及び主要工事
宝暦治水工事	2,300,000両	自宝暦4年 至"5年	1754~1755	1年1ヵ月	御手伝普請薩摩守重年に下命、大樽川洗堰、逆川油島の締切その他4手に分ち167ヵ所
明和御手伝普請	工費未詳	明和3年	1766		松平大膳太夫、酒井修理太夫、吉川監物に下命
"		明和5年	1768		松平阿波守、中川修理太夫、有馬中務大輔、加藤遠江守、黒田豊松に下命
安永御手伝普請	"	安永8年	1779		松平相模守に工費納金を命ず
天明 "		天明3年	1783		小笠原左京太夫、内藤備後守、仙石兵部小輔、岡田美濃守、有馬大之進に下命
寛政 "		寛政8年	1796		明石右兵衛尉、鍋島林太郎、丹羽大炊に下命
"		寛政10年	1798		全国諸大名に工費納金を命ず
享和 "		享和元年	1801		関係村々に工費納金を命ず
文化 "		文化2年	1805		"
"	116,000両	文化13年	1816		松平薩摩守、伊達遠江守、松平主殿頭、立花左近将監、小笠原大膳太夫、阿部鉄丸、松平伊賀守に命ず
下流改修工事	9,740,000円	自明治20年 至大正元年	1887~1912	26ヵ年	政府施工、木曾、揖斐、長良三川分流
上流 "	44,946,188,000円	自大正10年 至昭和24年	1921~1949	29ヵ年	政府施工、木曾川、長良川、揖斐川各川上流、藪川、牧田川改修及び木曾川支派川27ヵ川改修
下流改修増補工事	32,053,702,000円	自昭和11年 至昭和32年	1936~1957	22ヵ年	政府施工、木曾川、長良川、揖斐川三川下流部増補

『木曾三川』(国土調査会、昭和38年)37ページ

いては、次節で触れることにしたい。

〔七〕砂防工事、治山事業

本節では、それ自体は河川行政とは区別されるが、それと密接不可分の事業である砂防工事と治山事業について触れておきたい。

I 砂防工事

砂防工事が脚光を浴びて問題化したのは、明治維新以後の林政がゆるみ、乱伐のため水源地方のいたるところに禿山ができたこと、そのため大雨のたびに土砂が流出し、洪水を起すようになった事実にもとづいている。砂防、治山対策上重要な役割を果たしたのは、前述のデレーケであり、また「治山翁」といわれ「水を治めんとすればまず山を治めよ」と叫んで有名になった金原明善であった。

(1) 国営砂防工事

砂防工事は、まず明治11年に揖斐川筋において国費で行われている(国営砂防工事)。これに引続き木曾、長良、揖斐三川の流域において施工された(施工年は遅いもので明治20年)。工事費は、木曾川筋が4郡1町6村で46,372円、長良川筋が4郡1市1町8村で38,013円、揖斐川筋が2郡5町村で74,817円、以上計9郡1市2町19村、159,202円というものであった(以上『岐阜県治水史下』(726—746ページ)。

(2) 県営砂防工事

岐阜県の県営砂防工事は、明治15年度において、土砂打止費として6千円を計上し、国営砂防工事以外の緊急個所に施工したのが最初である。以来明治30年4月の砂防法施行までに至る15か年間の県費支出額は表16のようである。

なお県営砂防工事には国庫補助事業と純県費工事があるが、両者合わせた明治16年以後における工事費および施行面積は表17のようである。

(3) 民営砂防工事

なお明治18年には、可児郡において、民営の砂防工事がデレーケの勧告もあって8カ所で行われている。ただし純然たる民営でなく、国県費に地元負担額を加えたものである(『岐阜県治

水史下』750—751ページ)。

II 山林政策

治水にはもちろん山林政策が必要であり、デレーケはこの点でも、治水の根本策として、水源地方における禿山に植林すること、またその保護の重要性について勧告している。

草木の栽植、保安林の設定、植樹奨励事業などである。デレーケの次のような指摘は、当時の欧州と日本を比較して今でも興味を引くであろう。「日本には幸にして未だ其患なしと雖も、欧羅巴洲に於ては、山地荒敗の害を来すの一大原因あり、之れ他ならず、野飼する群獸(羊牛の類)の山地を荒らし草木を倒す則ち是なり。比獸類の山地に食を求めて踏潰するもの、其喰する所より最し、就中伊太利国及び西班牙の山

表16 岐阜県営砂防工事費

年	金額
明治15年	6,000円
16	5,700
17	2,000
18	1,500
19	1,500
20	1,500
21	4,622
22	600
23	1,008
24	183,260 注(1)
25	181,987 (2)
26	8,122 (3)
27	4,197
28	7,254
29	10,990 (4)

『岐阜県治水史下』746—747ページより

注

- (1) 8月暴風雨及び10月の大震災に要した臨時費が多い
- (2) 24年10月の大震災のために要した復旧費。なお24、25年度は震災復旧の国庫下渡金で支弁したものである
- (3) 8月の大洪水のために要した復築費
- (4) 7月及び9月の洪水に要した臨時費

表17 岐阜県営砂防工事費

	国営及び国庫補助工事			県営工事			計		
	施行年度	工事費	施行面積	施行年度	工事費	施行面積	工事費	施行面積	施行面積
木曾川	自明治13年 至昭和15年	△ 301,248 円	—	自明治16年 至明治28年	17,296 円	—	318,543 円	—	—
同	自明治31年 至昭和15年	1,654,100	662,547.70 km ²	自明治31年 至昭和15年	206,829	238,247.20 km ²	1,860,930	900,794.90 km ²	—
揖斐川	自明治27年 至昭和15年	△ 954,853	—	自明治28年 至昭和18年	71,457	—	1,027,310	—	—
同	自明治31年 至昭和15年	285,511	1,331,229.98	自明治31年 至昭和15年	387,076	236,237.20	3,038,597	1,567,467.18	—
長良川	自明治15年 至明治24年	12,974	—	自明治16年 至明治28年	30,515	—	43,489	—	—
同	自明治31年 至昭和14年	134,922	108,055.90	自明治31年 至昭和15年	76,416	74,093.50	211,338	182,149.40	—
土岐川	自大正4年 至昭和15年	△ 214,473 453,403	716,052.60	自明治31年 至昭和12年	32,306	60,173.10	700,182	776,225.70	—
神通川	自昭和6年 至昭和15年	△ 840,257 335,187	81,390.42	自明治40年 至昭和12年	20,823	12,037.90	1,196,267	93,428.32	—
矢作川	自昭和8年 至昭和11年	4,566	—	大正12年	2,787	3,669.10	7,354	3,669.10	—
庄川	自昭和8年 至昭和11年	15,343	—	—	—	—	15,343	—	—
計		△ 2,311,831 5,262,017	2,899,276.60		845,505	624,458.00	8,419,353	3,523,734.60	

「岐阜県治水史下」747-748ページより
△印は国営工事であることを示す
1円以下は四捨五入している

地は此害最も大なり。而して往々洪水の河岸に溢流するの原因も亦是なり。山地及び該獣所有主、往古より自由に該獣を野飼する慣習は、一時に洗脱する能わずと雖も、同国政府は看取人を置き飼獣をして、その嶮阻なる山腹に食を得せしむる事を禁じ、其害を来すの根元を、漸次修治する事に当今専ら着手せり」(『岐阜県治水史下』762ページ)。

山林草木が羊牛に食われて荒らされるか、乱伐や人手不足で荒らされるか、それを是とするか非とするか、非とするならどのような政策でそれを防ごうとするか、時と所を問わずそうした問題は生ずるのであり、要は早目に対策をこうじうるか否かのちがいであろう。表18は、県下の4期にわたる「樹苗を造成下付して、植林を奨励する治山事業費」の毎年度予算の一覧である。

〔八〕戦後の治水行財政

I 災害復旧事業と補助河川改修

まず戦後における県下の災害復旧補助事業(昭和26—51年)と災害関連事業(昭和30—51年度)は以下のようである。

①災害復旧助成事業。粕川以下庄川に至る16カ所で事業費は92億9,618万円であり、その内訳は災害費が40億9,645万円、助成費51億9,973万円であった。②災害関連事業。県管理河川として、昭和30年被災の牛道川(白鳥町)以下昭和51年の大谷川(関市)に至る212カ所で、事業費105億6,580万円であり、その内訳は災害費が59億6,150万円、関連費が46億430万円である(以上『岐阜県河川行政30年小史』5—11ページ)。

つぎに〔六〕でとりあげたように明治以来三川分流を基本としつつも、合わせて行われてきた支派川改修は、昭和7年度より中小河川改修事業費に対し、国庫補助が与えられることになったのを機会に、昭和7年度に付知川、土岐川、8年度に中津川、四つ目川、11年度に宮川、17年度に妻木川などの改修が着工された。戦後昭和21年度において津保川、下呂川を追加し、23年度に荒田川、25年度に杭瀬川、26年度に蜂屋

川、水門川、27年度に鳥羽川を追加、さらに31年度には牧田川を、32年度には加茂川、34年度には可児川を追加し、改修を重点的に施行することになった。昭和35年には、新たに前期5カ年、後期5カ年の計画として、①中小河川では、改修事業費が1億円以上であること。②小規模河川では、改修事業費が1億円以下、2千万円以上であること、③局部改良では、局部的に効果の期待できる改修事業であって、改修事業費2千万円以下であること、を設定した。以下が各河川名である。

- 1) 木曾川水系 (イ)中小河川改修 加茂川、可児川 (ロ)小規模河川改修 和良川、飛騨川
- 2) 長良川水系 (イ)中小河川改修 鳥羽川 (ロ)小規模河川改修 境川、伊自良川、長良川
- 3) 揖斐川水系 (イ)中小河川改修 牧田川、杭瀬川、水門川、三水川と花田川 (ロ)小規模河川改修 菅野川、中之江川

以上補助河川改修に関連し、県管理河川の改修事業と費用について『岐阜県河川行政30年小史』に紹介されている県管理河川を一覧表にしたものが表19である。

II 木曾川改修総体計画

これまでみたように、戦前の大正10年からの上流改修計画と昭和11年からの下流改修増補計画の施行が続いてきたが、その後昭和7年、13年などの洪水により計画改定案が出され、昭和24年に、治水調査会の決定によって改訂計画が立てられた。また改修は上、下流別々の計画となるのが一般的だが、一貫した計画の必要性から、昭和28年に木曾川改修総体計画が発足することになる。それは上流区域、約91.7億円、下流区域106.6億円を要するとされていたものであったが、その後災害、物価水準などから修正され、「昭和38年度以降総体計画」(38年4月策定)とされた。表20が上流総体計画、表21が下流総体計画である。

まず木曾川では、計画高水量を従来の9,700 m³/sから14,000 m³/sに改訂する。この流量改訂により、掘削土量が大巾に増加し、とくに下流部ではしゅんせつ量が大変に増大することになった。上流部の掘削は川島地先に集中させ、ま

表18 岐阜県治山事業費

明治30年通常会		大正6年通常会		大正10年通常会		昭和14年通常会	
年度	金額	年度	金額	年度	金額	年度	金額
明治31年度	2,889円	大正7年度	19,963円			昭和14年度	75,595円
32	14,795	8	23,943			15	89,009
33	24,194	9	23,943			16	114,608
34	27,191	10	23,943			17	126,429
35	27,902	11	23,943		52,896	18	126,429
36	27,902	12	23,943		59,766	19	126,429
37	27,902	13	23,943		67,611	20	126,429
38	27,902	14	23,943		72,567	21	126,429
39	27,902	15	23,943		72,567	22	126,429
40	27,902	16	23,943		72,567	23	126,429
41	27,902	17	23,943		72,567	24	126,429
42	27,902	18	22,829		72,567	25	126,429
43	27,902	19	(大正11年以後 は打切り分)		72,567	26	126,429
44	27,902	20	—		72,567	27	116,015
45	27,902	21	—		72,567	28	91,998
46	27,902	22	—		72,567	29	63,733
47	27,902	23	—		72,567	—	—
48	26,845	24	—		—	—	—
49	22,773	25	—		—	—	—
50	14,105	—	—		—	—	—
	計496,244		計272,222		計1,007,931		計1,688,819

「岐阜県治水史下」777-778ページより

表19 県管理河川改修事業と費用

河川名	所在地	改修期間	費用 百万円	改修期間	費用 百万円	費用合計 百万円
杭瀬川	池田町	昭25—55年	2,875	昭和56年以降	706	2,875
水門川	大垣市	36—55年	3,557.1	〃	1,360.9	4,918
相川	垂井町	31—55年	2,890	〃	3,886	6,776
犀川(五六川)	穂積町・巢南町	47—55年	2,082	〃	918	3,000
可児川	御嵩町	34—55年	2,490	〃	2,350	4,840
三水川及び 花田川	大野町	38—55年	2,073	〃	1,104	3,177
鳥羽川	岐阜市・高富町	27—55年	14,240	〃	6,226.2	14,240
荒田川	岐阜市	40—55年	2,675	〃	5,941	8,626
境川	岐阜市・岐南町 笠松町・柳津町 羽島市	42—55年	2,942	〃	19,708	22,650
板屋川	岐阜市	43—55年	2,015	〃	1,893	3,908
糸貫川	穂積町・北方町 真正町・本巣町	39—55年	1,133	〃	3,445	4,578
平野井川	大垣市・神戸町	51—55年	855	〃	1,545	2,400
石田川	高富町・岐阜市	52—55年	231	〃	2,669	2,900
桑原川	羽島市	55年	15	〃	5,385	5,400
長良川	関市・美濃市	54—55年	204	〃	14,696	14,900
土岐川	土岐市・瑞浪市	49—55年	1,542	〃	2,508	4,050
			41,819.1		74,341.1	116,660.2

『岐阜県河川行政30年史』(岐阜県土木部河川課 昭和56年) 12—49ページより

た護岸は、とくに安全な個所を除き全川を行うこととした。次に長良川では、計画高水量は従来どおり4,500m³/sにとどめるが、一部河積の不足する個所を掘削することによって、堤体の強化を図ることにする。揖斐川では、河積の不足する個所に引堤を行い流過能力を確保するとともに、築堤をそれまで天端巾上流部で6m、下流部で5mであったものを7mに拡巾し、また堤防余裕高を金川2mに引上げ、さらに小段巾を拡大して堤体の強化を図る、などである(以上、国土調査会『木曾三川』昭和38年、33—36ページ)。

表20のように上流総体計画は292億円、表21のように下流は254億円、全体で546億円であった。

37年までの投下241億円を加えると787億円になる。直轄事業として国は費用の%程度を負担するはずであるが、両表からはその内訳はわからない。改修事業の進ちょく率は、昭和37年までに木曾川34.2%、長良川23.6%、揖斐川33.3%であった(同上、33ページ)。

III 利水行財政と費用分担

「はじめに」でも指摘したように、戦後の河川行政は昭和40(1965)年の新河川法前後に、全国的に治水中心のそれから水利用、水資源開発とその調整に力点をおく行政へと変化をとげていくことになる。本県の場合もそうであった。木曾川水系では、水資源開発基本計画が策定されて、利水事業が実施されることになる。

表20 昭和38年度以降木曾川上流総体計画 (単位千円)

工種	総事業		木曾川		長良川		萩川		川		斐川		牧田川	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
掘削	1,445,200㎡	555,940	428,000㎡	214,100	400,000㎡	144,000	408,000㎡	114,240	909,100㎡	136,365	209,000㎡	83,600		
浚渫	2,909,100㎡	476,365	2,000,000	340,000					38,731m	1,349,250	16,075m	374,457		
築堤	168,090m	3,817,626	72,335m	1,623,050	37,141m	466,069	4,800	1,930,900㎡	4,800	1,349,250	548,200㎡	374,457		
築岸	199,107m	7,684,657	2,958,200㎡	2,709,630	817,400㎡	2,117,710	403,198		1,583,946	1,583,946		870,173		
水制	30,408m	2,928,690		1,548,280		556,740	336,600		408,620	408,620		78,450		
その他	1,351ヶ所	4,700,266		618,010		2,260,190	274,600		707,298	707,298		840,168		
計	20,163,544	7,053,070		5,544,709		1,133,438	5,000		4,185,479	4,185,479		2,246,348		
小計	1,651,210	872,500		258,000		1,139,488	1,050		214,526	214,526		185,003		
附帯工事	2,019,109	8,899,870		974,300		6,446,939	1,139,488		4,590,496	4,590,496		2,757,070		
用地及補償費	23,833,863	2,584,137		960,130		703,061	128,512		469,504	469,504		322,930		
直接費計	26,418,000	2,782,000		9,860,000		7,150,000	1,268,000		5,060,000	5,060,000		3,080,000		
間接費計				1,040,000		750,000	132,000		540,000	540,000		320,000		
合工				10,900,000		7,900,000	1,400,000		5,600,000	5,600,000		3,400,000		
工事事務費計	29,200,000													

表21 昭和38年度以降木曾川下流総体計画 (単位千円)

工種	総事業		木曾川		長良川		萩川		斐川		多度、監江川	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
掘削	2,844,400	568,880	121,300	24,260	807,500	161,500	1,892,400	378,480	23,200	4,640		
浚渫	25,418,900	3,812,835	11,388,400	1,708,260	12,755,100	1,913,265	1,275,400	191,310	0	0		
築堤	91,543	3,081,474	30,136	1,051,861	24,900	1,097,520	29,343	857,040	2,664	75,054		
築岸	5,135,790	4,246,171	1,753,100	1,829,200	1,829,200	2,015,602	1,428,400	1,011,294	125,096	108,833		
水制	103,051	570,345	27,831	1,110,442	47,710	199,280	25,286	104,340	2,224	0		
その他	1,056,672	215,000	295,649	266,725	471,933	5,387,167	288,629	2,557,464	20,361	188,527		
計	550	12,494,705	227	4,361,547	212	79,000	0	1,287,000	0	0		
小計	12,135	2,103,600	5,675	737,600		5,258,100	2,220	427,900				
附帯工事	2,270,195	5,750,500		25,500		10,724,267	4,272,364	476,636				
用地及補償費	20,348,805	2,270,195		5,124,647		1,196,733	288,629	4,749,000				
直接費計	22,619,000	2,781,000		5,696,000		11,921,000	1,465,000	584,000				
間接費計				701,000		13,386,000	5,333,000					
合工				6,397,000								
工事事務費計	25,400,000											

「木曾三川」(国土開発調査会・昭和38年)38ページ

木曾川水系における水資源開発基本計画は、昭和40年6月に水系指定以来、木曾川総合用水、三重用水、長良川河口堰、阿木川ダム、徳山ダム、味噌木ダム、愛知用水二期、の諸事業を内容とするものである。事業主体はいずれも水資源開発公団であり、開発水量は約121m³/sである。1990（平成元年度）時点での完成施設は、木曾川総合用水（38.2m³/s）と阿木川ダム（3.6m³/s）である。上述阿木川ダム、徳山ダム、味噌木ダムは多目的ダムであるので、これについての費用負担方式について触れておきたい。

多目的ダムの建設事業費（補償費はこの中に含まれる）の費用割振り方式は、運用で現実的な算定をし、治水、都市用水、発電などの持分をまず一次配分する。治水機能は、洪水調節分と、下流の既得水利の維持安定を図る補給分のことである。この分は、国と関係都県が河川法にもとづく分担率で二次配分を行う。都市用水間は一一般的に水量比であるが最近、水源県の水道用水を別計算し、負担軽減を図る方法もとられている。こうして各事業者の負担比率を明らかにし、建設費率として負担することになっている。

水源地域対策特別措置法（水特法、1973年制定）では、整備事業費の国庫補助（特例）を除いた残りを地元自治体の協議により、利水事業者ばかりでなく、利水、治水の受益区域を含む自治体にも負担させることになっている（以上、高橋裕『自治体と水・土地・資源』学陽書房、1989年 第5節より）。

上述水特法によれば、国、地方団体、水資源開発公団又は電源開発株式会社の建設するダムのうち、水没する住宅30戸以上又は水没する農地30ha以上（北海道については水没農地60ha以上）のダムで政令の指定するもの、及び国、地方団体又は水資源開発公団が建設する湖沼水位調節施設で、その建設により湖沼及びその周辺地域の生産機能もしくは、生活環境に著しい影響が及ぶもの又は2以上の都府県が著しい利益を受けるものとして政令で指定するものとされる。この水源地域整備計画にもとづく事業の実施については、地元地方団体の財政負担の軽

減を図るため表22のような国庫補助負担割合の特例が定められている（国土開発技術センター『昭和58年度 ダム建設の地方財政に及ぼす影響調査』54—55ページ）。

徳山ダム（総工費2,500億円）の場合、恩恵を受ける下流の負担による水特法による整備事業があり、全体でその額は152億円とされる。このうち林道や診療所、簡易水道の整備など藤橋村には約40億円があてられる（また発電ダム建設による交付金4億5千万円も期待できる）が、この水特法による整備事業も昭和65年度で終わることになる（朝日新聞名古屋社会部編『母なる川』52ページ）。

立木1本にいたるまで算定して決定される補償費や建設費負担の内容についてはここでは一切触れることができない。

さいごに地元のみでなく、全国的な問題となっている長良川河口堰は、高度経済成長期以来の利水問題とは質を異にしており、今回新たな環境問題あるいはふるさと保全、この意味での「ふるさと創生」問題となっていることを指摘しておきたい。従って同問題は、従来のように治水、利水問題としてだけでなく、環境問題、ふるさとづくりの見地から扱わねばならない段階となっているのである。河口堰の建設事業費は45年価格で235億円、54年価格で1,170億円、60年格価で1,500億円とされている。建設省の直轄事業であるが、利水・治水の「受益」地である三県一市（名古屋市）が、「受益」に応じて相当の負担をすることになっている。例えば三重県の場合、昭和62年度の県予算にはじめて「工業用水事業負担金」の項目が設けられ、4.3億円が計上されている。完成時の1995年までには三十数億円の分担金になるし、「売れる予定のない水」のため、以後30年間で利子をも含めて八百数十億円もの負担がかぶさってくるとの試算もなされている（拙稿「水需要の変化と長良川河口堰問題」、岐経大『地域経済第10集』IV節）。しかし三県一市の詳しい負担内容は、また別個、独自に検討されねばならない。

その他国の財政再建築の中での補助金削減問題も指摘されねばならない。直轄事業では、河

岐阜県の河川行財政(柿本)

表22 水特法第9条の国庫補助負担割合の特例

事業名			通常の補助率等	水特法第9条に基づく補助率等
土地改良	は場整備	都道府県営	4.5/10	5/10
		団体営	4.5/10, 4/10	5/10, 4.5/10
	農道整備	都道府県営	一般 4.5/10	5/10
		団体営	4.5/10 (舗装のみ4/10)	5/10
農地開発		都道府県営	6.5/10, 総合補助率	7/10
治山	復旧	治山	2/3	3/4
	予防	治山	2/3	3/4
	集落保全	総合治山	2/3	3/4
	緊急	治山	2/3	3/4
	重要水源	山地整備治山	2/3	3/4
治水	中小河川改修		1級 2/3, 3/4	3/4
			2級 1/2	2/3
	小規模河川改修		1級 2/3, 3/4, 4/10	
			2級 4/10	2/3
通常砂防事業		荒廃砂防 2/3	7/10	
		緊急砂防事業	2/3	7/10
道路	道路改良	都道府県道	2/3	3/4
		都道府県道	2/3	3/4
	橋梁整備	都道府県道	2/3	3/4
		市町村道	2/3	3/4
舗装新設				
簡易水道等施設			1/4, 1/3, 4/10	4/10
小・中学校統合等			1/2	2/3
診療所			なし	1/2

『ダム建設の地方財政に及ぼす影響調査』(国土技術開発センター, 昭和59年) 56ページ

川改修が昭和59年には2/3の補助が60・61年には1/10へ、62・63年には5.5/10へ、ダム建設では59年に3/4だったものが60・61年では2/3へ、62・63年には6/10へ、補助事業では一級河川大規模分が59年には3/4だったものが60年には2/3へ、61年には6/10へ、62・63年には5.75/10へ、一級河川一般分では59年に2/3だったものが60年には6/10へ、61年には5.5/10へ、62・63年には5.25/10へ、という具合である。これらの削減分は地元へのしわ寄せとならざるをえないが、他の多くの問題ともどもまた独自に検討されねばならないことである。

岐阜県河川図

